

【介護保険施設等指導指針及び実地指導運営マニュアルの見直し】

①実地指導は「運営指導」に

実地指導の指導形態を、①介護サービスの実施状況指導、②最低基準等運営体制指導、③報酬請求指導とし、実地でなくても確認できる内容（②及び③）については、**オンライン会議システムの利用**を可能とした。実地でなくても可能であることから、実地指導の名称を「**運営指導**」と改めた。

②運営指導の実施頻度

運営指導は、原則、指定または許可の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上とする。（施設系サービス、居住系サービスは、現行での実施状況等を踏まえ、3年に1回以上実施することが望ましいこととする。）

③運営指導の標準化・効率化を推進する観点から、以下について明記された。

- ・所要時間の短縮等
- ・同一所在地等の運営指導の同時実施
- ・関連する法律に基づく監査の同時実施
- ・運営指導で準備する書類等
- ・利用者等の記録等の確認（対象は原則として3名以内）
- ・事務受託法人等の活用

【地域支援事業実施要綱の改正】

認知症地域支援推進員の業務内容に、新たに認知症の人と家族への**一体的支援事業**が追加された。

認知症の人と家族への一体的支援事業

認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、**希望する在宅生活を継続**できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、**本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラム**を実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る。

事業の実施にあたっては、

- ・ファシリテーター（推進員や専門職等）を確保すること
- ・認知症の人とその家族等（親族に限らない）を一組として、**複数家族を対象**とすること
- ・開催は月に**1、2回程度**とし、開催の情報について運営主体がホームページ等で事

前に周知を行うこと

- ・ 推進員を通じて、運営主体から開催回数、参加者等の実績の報告を求めるとともに、利用者の家族を通じた**満足度調査**または DBD13（**認知症行動障害尺度**：Dementia Behavior Scale）などを実施してもらったうえで、事業の効果についても併せて報告を求めること

とされた。